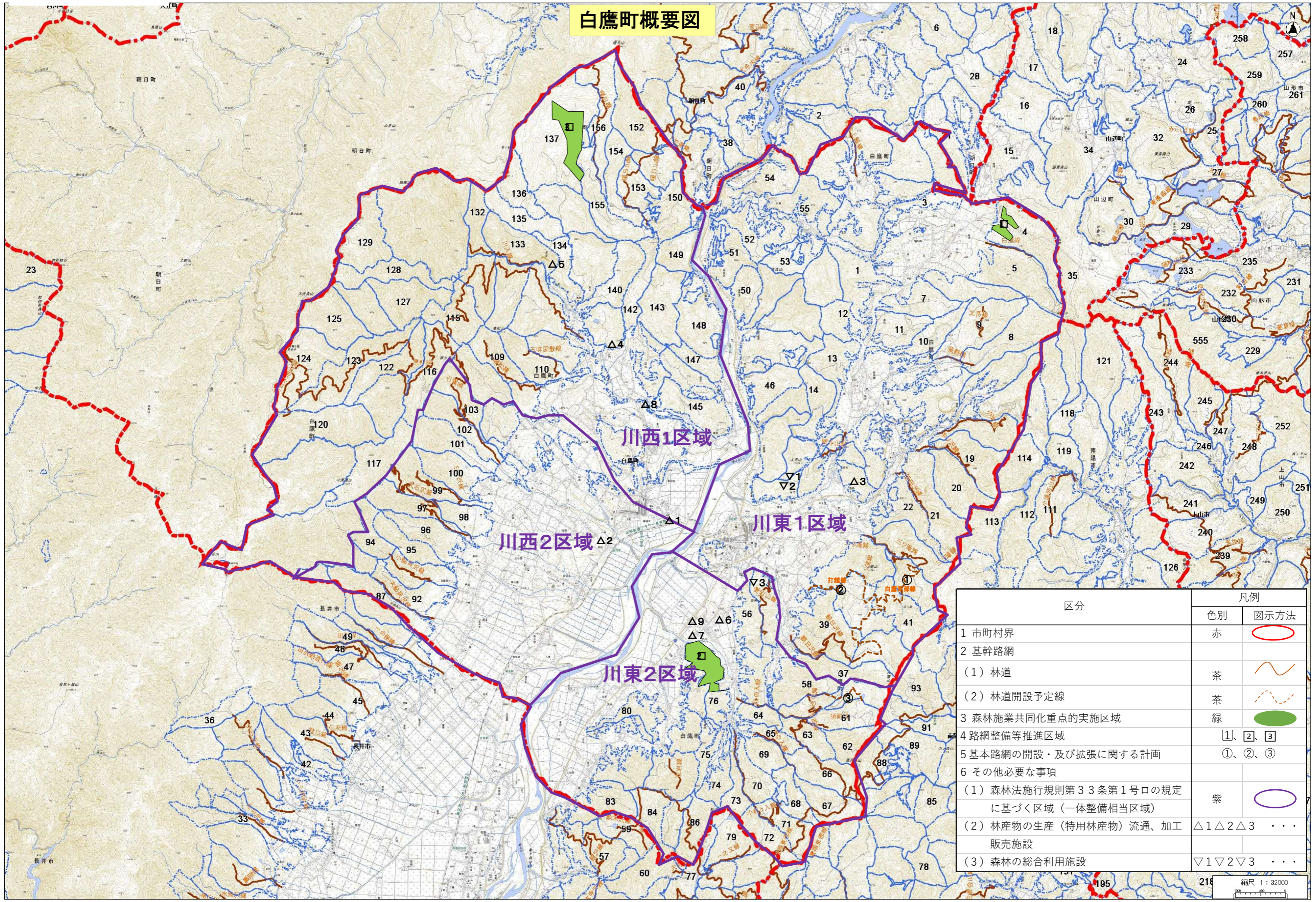


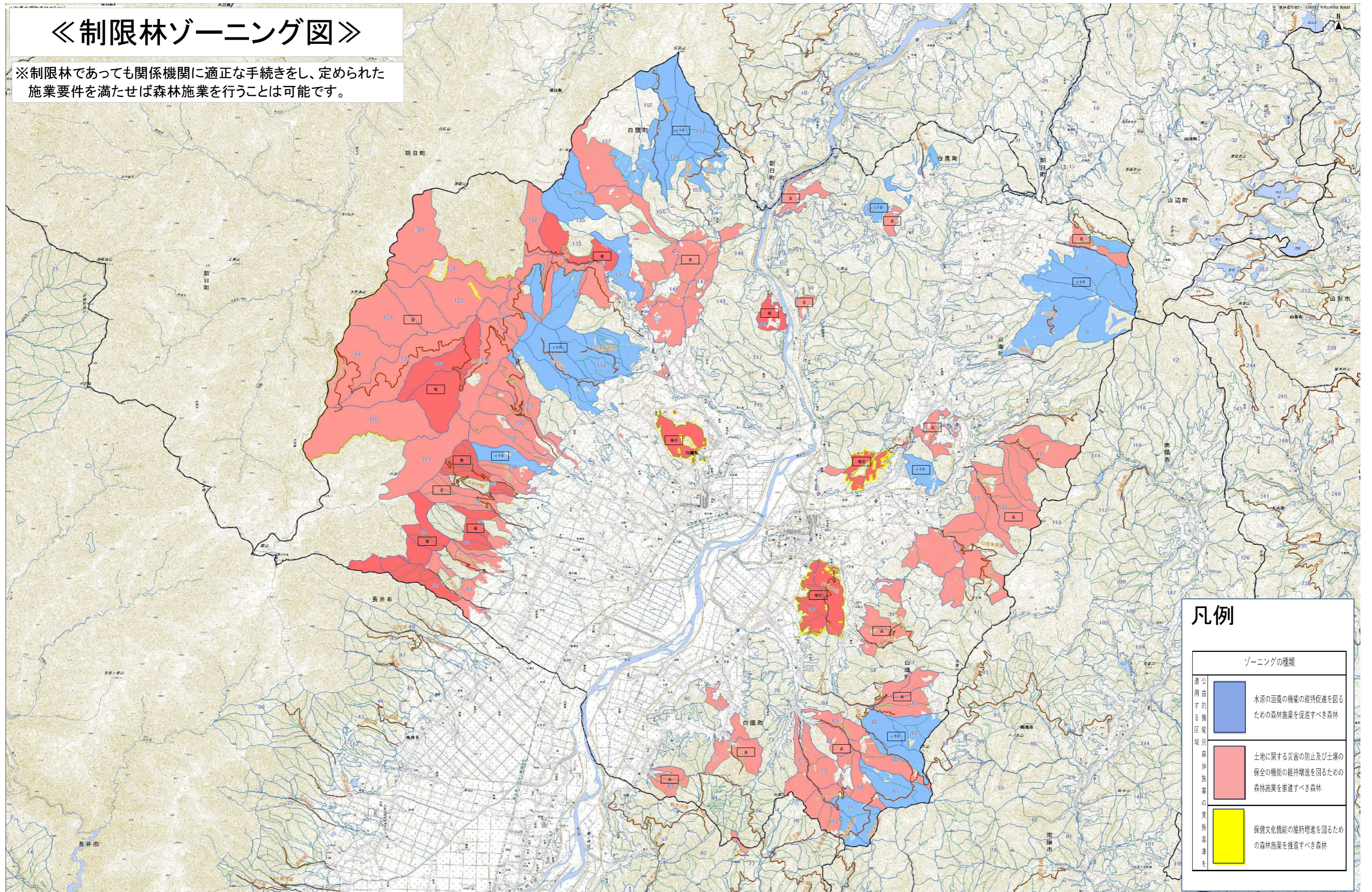
白鷹町概要図



区分	凡例	
	色別	図示方法
1 市町村界	赤	
2 基幹路網		
(1) 林道	茶	
(2) 林道開設予定線	茶	
3 森林施業共同化重点の実施区域	緑	
4 路網整備等推進区域		①、②、③
5 基本路網の開設・及び拡張に関する計画		①、②、③
6 その他必要な事項		
(1) 森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域（一体整備相当区域）	紫	
(2) 林産物の生産（特用林産物）流通、加工販売施設		△1 △2 △3 ……
(3) 森林の総合利用施設		▽1 ▽2 ▽3 ……

《制限林ゾーニング図》

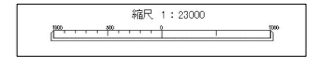
※制限林であっても関係機関に適正な手続きをし、定められた
施業要件を満たせば森林施業を行うことは可能です。



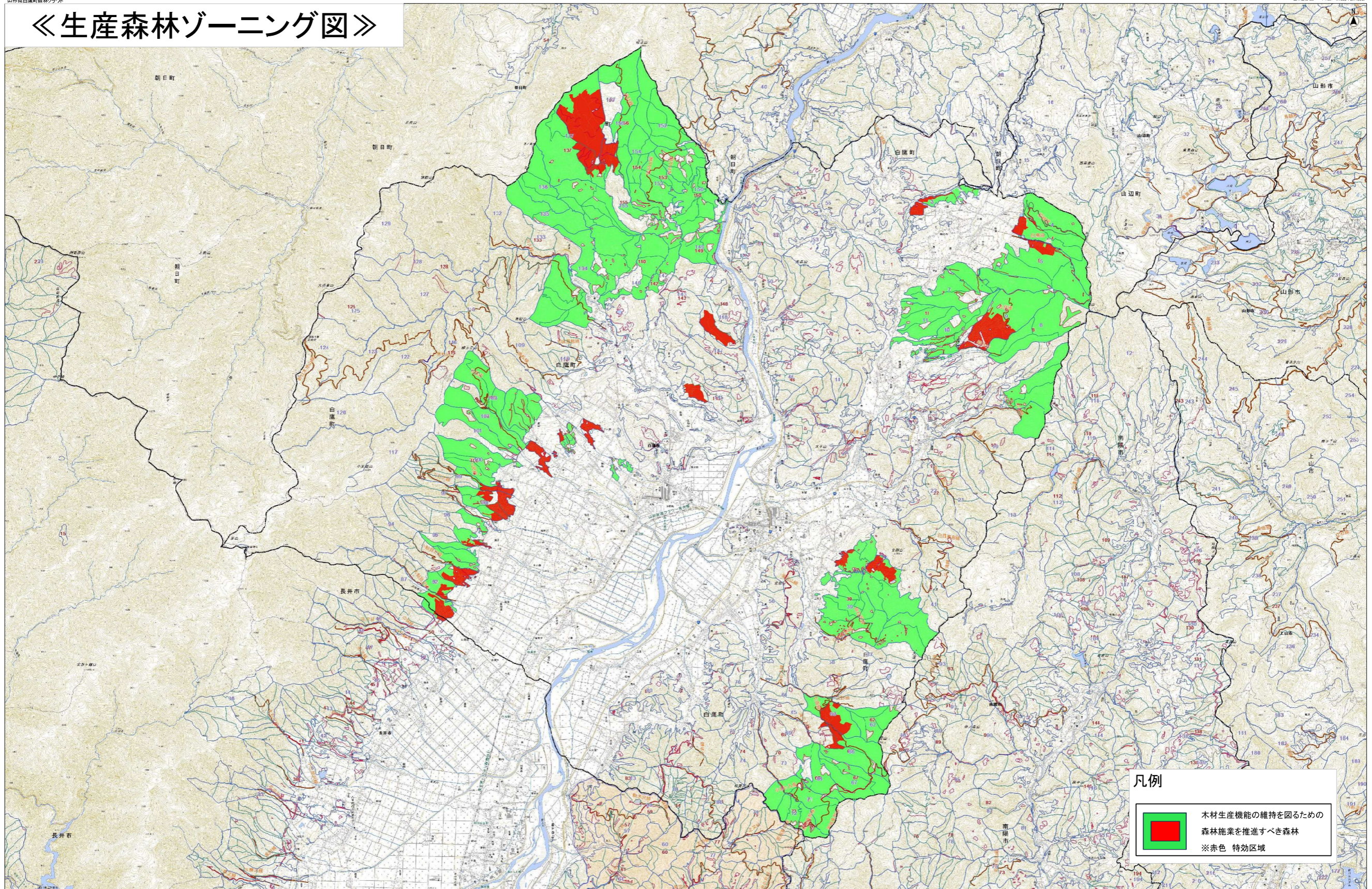
凡例

ゾーニングの種類	
	水源の涵養の機能の維持促進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

この森林計画図は、国土交通省の森林計画法に基づき作成・作成し、所定事項を記載する図面として作成されたものである。この図面は、国土交通省の承認を経て、印刷物の電子データ(24000)を複製したものである。(承認番号 平23林策 第144号)



《生産森林ゾーニング図》



凡例

木材生産機能の維持を図るための
 森林施業を推進すべき森林
 ※赤色 特効区域

この森林計画図は、空中写真等の関係図資に基づき作成されており、図面と実地との間に誤差が生じる場合があります。図面と実地との間に誤差が生じた場合は、図面を優先して取り扱ってください。

